

件名	公序良俗に反し古き良き下町の景観を損ねるオブジェの撤去等に関する陳情			
提出者住所氏名	埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松 C			
受理年月日	平成28年1月22日	受理番号	第7号	
<p>要旨</p> <p>1 墨田区役所付近に建ち、当該庁舎を隠して行き難くしており、公序良俗に反し、古き良き下町である墨田区の景観を著しく不当に損ね、景観法及び墨田区景観条例に抵触するオブジェであるフラムドール(ビール会社ビル屋上に設置)を撤去させてください。</p> <p>2 景観法及び墨田区景観条例をはじめとする、まちの景観の保持又は向上に係る法令若しくは例規の遵守に係る啓発等を、より一層強化してください。</p> <p>(理由)</p> <p>かねてより、墨田区役所及び隅田川の傍らにある企業のビル屋上に、フラムドール(黄金の炎)なる巨大なオブジェが設置されていますが、景観法及び墨田区景観条例に抵触するものと思料されます。</p> <p>その名のとおり、当該オブジェはあくまで火災類を意図したものですが、甚だ奇抜で先進的すぎるフランセなアヴァンギャルドの一種であり、極めてシュールな故に、当該意図と実際の様態との乖離が激しくなっています。</p> <p>当該様態は排泄物(大便)にしか見えず、公序良俗に反し、古き良き下町である墨田区の景観を著しく不当に損ねるとともに、その位置及び大きさから墨田区庁舎を隠し、そこへ行き難くしています。</p> <p>また、当該オブジェは、しばしば、「黄金のウンコ」などと揶揄されており、挙げ句の果てに、墨田区役所付近も「ウンコ地帯」と呼称され、全国的に有名になっています。墨田区の名誉を勘案しても、これは決して看過できません。</p> <p>よって、当該オブジェを撤去するように働きかけ、墨田区の景観及び名誉の回復並びに子どもたちの明るい未来への展望を築かなければなりません。</p> <p>本件の解決は、景観に係る全国への警鐘にもなり、墨田区に限らず、全国各地の古き良き下町をはじめとする景観の整備及び拡充並びに日本人の美意識及び良識の発展に、大いに寄与することと思料されます。</p> <p>以上の趣旨をご理解の上、上記事項の実現をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>				